

金 沢 市

10年度から入札制度を見直し

建設業者の適正な利益確保で

金沢市は、10年度から公共工事の入札契約制度を改正する。受注企業の適正な利益確保が目的で、▽低入札価格調査制度および最低制限価格制度の失格基準見直し▽低入札価格調査制度の調査基準価格の上限引き上げ▽8000万円未満の工事の低入札価格調査の2次審査省略▽中間金払制度導入などが柱となっている。

低入札価格調査制度の失格基準は、従来、①直接工事費×9.5%②共通仮設費×9.0%③現場管理費×7.0%④一般管理費×3.0%の4項目のうち1項目でも下回れば失格となっていたが、改正ではこのうち一般管理費のパーセンテージを5.0%へ引き上げる。

最低制限価格は、土木工事の場合、従来、①直接工事費×9.5%②共通仮設費×9.0%③現場管理費×7.0%④一般管理費×3.0%の4項目のうち1項目でも下回れば失格となっていたが、改正ではこのうち一般管理費のパーセンテージを5.0%へ引き上げる。

このほか、事業の早期執行を図るため、8000万円未満の工事は、低

入札価格調査の2次審査を省略する。

中間前金払制度の導入は、受注業者への円滑な資金提供および下請け、資材業者への適正な支払いを促すのが狙い。契約金額300万円以上かつ当初の前金払いがなされている工事で、一定の要件を満たしている場合、既に支払った前金払いに追加して契約金額の2割以内の額を支払う。支払い要件は▽工期2分の1

を経過▽工程表により工期の2分の1が経過するまでに実施すべきとされている当該工事にかかる作業を終えている▽出来高が50%以上となっている。

調査基準価格(最低制限価格)の設定範囲は、従来は予定価格の90%が上限となっていたが、これを95%へ引き上げる(設定範囲は予定価格の70~95%)。